

車両制限令の一部を改正する政令案要綱

第一 車両の重量及び長さの最高限度

道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を定めるものとする事。 (第三条第四項関係)

第二 通行方法の制限

第一の指定を受けた道路について、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車に関し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、当該通行方法によらなければならないものとする事。 (第十条第二項関係)

第三 その他所要の改正を行うものとする事。

第四 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)